


空き家対策に関する新たな取り組みが始まります

空き家の除却や利活用を補助します


☎ 住宅政策課 〒 660 - 8501 【住所不要】 ☎ 6489 - 6608 📠 6489 - 6597

老朽空家に係る除却費補助金 1024802

令和5年度までの3年間、利活用が困難な不良度の高い空き家を除却する費用の一部を補助します。選考あり。


▷2年以上空き家である▷本市が定める不良度判定表による評点が50点以上▷耐震性能がない——などの空き家の所有者。ほかにも要件あり。

◆**補助額** 除却費用の2分の1。上限額は30万円。切り離しが必要な長屋の場合は50万円、長屋・共同住宅を複数戸除却する場合は1戸当たり30万円(上限90万円)。

6月1日～30日に所定の用紙などを郵送か直接市役所北館5階住宅政策課。工事前に申請が必要です。

特殊空家に係る除却費補助金 1024803

除却するときに障害が多いと予想される空き家を除却する費用の一部を補助します。

他人が所有する土地にある長屋建て空き家の所有者か接道不良土地にある空き家の所有者・土地所有者。ほかにも要件あり。


◆**補助額** 除却費用の3分の2。上限額は50万円。切り離しが必要な長屋の場合は70万円、長屋を複数戸除却する場合は1戸当たり50万円(上限150万円)。

所定の用紙などを郵送か直接同課。工事前に申請が必


要です。

空家改修費補助事業 1024804


一定期間利用されていない空き家や、建て替えが難しい空き家の、利活用に掛かる改修費用の一部を補助します。

耐震性能がある空き家でそれぞれ次の要件を満たすもの。**【自己住居型】**築20年以上で2年以上(接道要件を満たしていない場合は3カ月以上)使用していない空き家を自己の居住用に改修する個人の所有者か借り主**【事業者型】**接道要件を満たしておらず、3カ月以上使用していない空き家を賃貸用に改修する所有者(法人も可)。ほかにも要件あり。

◆**補助額** 改修費用の3分の2。上限額は1戸当たり100万円、長屋・共同住宅の場合は1棟当たり200万円。

所定の用紙などを郵送か直接同課。工事前に申請が必要です。

さまざまな空き家対策事業を実施しています

 1021364

本市では、空き家の減少に向けて、さまざまな補助事業の実施やセミナーなどによる啓発に取り組んでいます。詳細は、**右記** QRコードからご確認ください。

